

事 務 連 絡

令和 6 年 8 月 1 日

各薬局ご担当者 様

和光市健康部健康支援課長

指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）へのご協力について（依頼）

日頃、当市の保健事業について格別のご協力をいただき、誠にありがとうございます。
います。

当市では、気候変動適応法の改正に伴い、真夏の熱中症予防対策の一環として、
冷房の効いた施設等を、熱中症特別警戒情報発表時の緊急暑熱避難施設（クーリ
ングシェルター）として位置づけ、公共施設を中心に指定しています。

また、さらなる取組として、市民の方等を極端な高温時における熱中症による重
大な健康被害から守るためにご協力いただける民間施設を広く募集しておりま
す。今回、多くの薬局様がまちのクールオアシスとしてご登録いただいているこ
とから、朝霞地区薬剤師会様のご協力のもと、各薬局様にご協力を依頼させてい
ただきます。別添資料をご確認いただき、本事業にご協力いただける事業者様は、
お手数おかけいたしますが、下記連絡先までご連絡をお願いいたします。

記

- 配布物 ① 指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）へのご協力について
② クーリングシェルターについて
③ 協定書（案）



参考：市クーリングシェルターHP

(問い合わせ先)

保健予防担当（健康増進センター）大森

TEL：048-465-0311

FAX：048-465-0557

Eメール：d0401@city.wako.lg.jp

気候変動適応法改正の概要

法改正の背景

- ・気候変動の影響により、国内の年平均気温が上昇
- ・国内の熱中症による救急搬送者数や死亡者数が、高い水準で推移している

気候変動適応法の改正（令和6年4月1日全面施行）

熱中症対策を法に位置付け、熱中症対策を強化する

主な改正の内容

熱中症特別警戒情報（熱中症特別警戒アラート）の創設

- 「熱中症警戒アラート」の一段上に位置付けられる。
- 都道府県内において、全ての暑さ指数情報提供地点における、翌日の日最高暑さ指数(WBGT)が35※（予測値）に達する場合に発表する。
※暑さ指数(WBGT)は、現行アラート同様、四捨五入した値
- 運用期間は4月第4水曜日～10月第4水曜日
- 都道府県知事は、当該通知を受けたときは、市町村長にその旨を通知しなければならない。また、市町村長は当該通知を住民等へ伝達しなければならない。

暑熱避難施設(クーリングシエーター)指定・公表

- 熱中症による人の健康に係る被害の発生を防止するため、市町村内の冷房施設を有する施設を指定暑熱避難施設として指定するもの(市町村長が指定)。
- 熱中症特別警戒アラート発表期間中、一般に開放する。
- 指定暑熱避難施設は、あらかじめ「解放することができる日及び時間帯」を公表する。
- 民間施設等を指定する場合は、協定を締結する。

熱中症対策普及団体の指定

- 熱中症対策の普及啓発等に取り組む民間団体等を熱中症対策普及団体として指定するもの(市町村長が指定)。
- 熱中症対策普及団体は以下の事業を行う。
 - ① 熱中症対策について、事業者及び住民に対する普及事業を行うこと。
 - ② 熱中症対策について、住民からの相談に応じ必要な助言を行うこと。

過去に例のない暑さ(暑さ指数35)について

- 暑さ指数35以上になると、救急搬送者数が急増し、新型コロナウイルス感染症流行期の救急搬送者数を超えることが予想されています（データ：埼玉県救急医療情報システム、県健康長寿課算出）。
- 海外では死亡者数が増加した事例もあり、人の健康に重大な被害が生じる恐れがあります。
- 埼玉県においては、2020年8月に、8か所ある観測地点のうち3か所で暑さ指数が35となり、残り5地点で暑さ指数が34になった記録があります。

指定暑熱避難施設（クーリングシエルター）

気候変動適応法 第21条

【市町村長の役割】

◆指定暑熱避難施設として指定することができる。

暑熱避難施設の基準（必ず備えるべき最低限の基準）

- ① 適当な冷房設備を有すること
→定期的にメンテナンスされており、指定暑熱避難施設の実情及び規模に応じた適切な機能を有した冷房設備
- ② 熱中症特別警戒情報が発表されたときは、住民その他の者に開放することができること
- ③ 当該施設の管理方法が環境省令で定める基準に適合するものであること
→住民その他の滞在の用に供すべき部分について、必要かつ適切な空間を確保すること

指定しようとする暑熱避難施設が当該市町村以外の者が管理する施設の場合

- ① 当該施設の管理者の同意を得る
 - ② 当該施設の管理者と次に掲げる事項を定めた協定を締結する
 - ・協定の目的となる指定暑熱避難施設（名称・住所等）、開放可能日及び時間帯、受入可能人数
 - ・その他環境省令で定める事項
- 施設の管理に関する事項（施設内の具体的な開放場所、構造、運営に係る役割等に関する内容などを想定）、協定の有効期間、その他必要な事項

※必要かつ適切な空間：指定暑熱避難施設が受け入れることが可能であると見込まれる人数に応じた一人あたり滞在することが可能な空間が適切に確保されていること

一人あたり滞在することが可能な空間が適切に確保される以上に、受け入れ可能人数を設定しない

気候変動適応法に基づく指定暑熱避難施設に係る協定書

〇〇〇〇株式会社（以下「施設管理者」という。）と和光市（以下「市」という。）は、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、気候変動適応法に基づく指定暑熱避難施設について、熱中症による人の健康に係る被害の発生の防止が図られるよう、当該施設の指定暑熱避難施設としての指定及び運営にあたり必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 本協定で使用する用語の定義は、気候変動適応法の用語の定義によるものとする。

（協定の目的となる指定暑熱避難施設）

第3条 本協定の目的となる指定暑熱避難施設（以下「対象施設」という。）は、別表1に掲げるとおりとする。

（供用部分）

第4条 対象施設において、住民その他の者の滞在の用に供する部分（以下「供用部分」という。）は別図のとおりとする。

（開放可能日等）

第5条 対象施設の開放可能日等、開放により受け入れることが可能であると見込まれる人数は、別表1に掲げるとおりとする。

（施設の管理）

第6条 施設管理者は、気候変動適応法及び気候変動適応法施行規則に定める指定暑熱避難施設の基準に適合するように、対象施設の供用部分を適切に維持管理するものとする。

2 市は、対象施設の供用部分について、指定暑熱避難施設として住民その他の者の滞中に支障が生ずるおそれがあると認めるときは、施設管理者に対し、改善を申し入れることができる。

令和 年 月 日

施設管理者 所在地
名称
代表者

市 所在地 埼玉県和光市広沢1-5
名称 和光市
代表者 和光市長 柴崎 光子

別表1

	1	2	3	4
名称				
所在地				
開放する曜日				
開放する時間帯				
開放により受け入れることが可能であると見込まれる人数				